

議第 17 号

鶴岡市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項及び鶴岡市社会教育委員条例（平成 17 年鶴岡市条例第 93 号）第 2 条の規定に基づき、鶴岡市社会教育委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和 8 年 6 月 25 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成 澤 和 則

議第 1 8 号

鶴岡市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

鶴岡市スポーツ推進審議会条例（平成 23 年条例第 31 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、鶴岡市スポーツ推進審議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成 澤 和 則

議第 19 号

鶴岡市中央公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項及び鶴岡市公民館設置及び管理条例（平成 17 年条例第 91 号）第 4 条の規定に基づき、鶴岡市中央公民館運営審議会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和 8 年 6 月 25 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成 澤 和 則

議第 2 0 号

鶴岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

鶴岡市学校給食センター条例（平成 1 7 年鶴岡市条例第 9 0 号）第 4 条及び
鶴岡市学校給食センター条例施行規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 2
1 号）第 6 条の規定に基づき、鶴岡市学校給食センター運営委員会委員を別紙
のとおり委嘱するものとする。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成 澤 和 則

議第 2 1 号

鶴岡市藤島ふれあい食センター運営委員会委員の委嘱について

鶴岡市ふれあい食センター設置条例（平成 1 7 年鶴岡市条例第 2 6 号）第 4 条並びに鶴岡市ふれあい食センター設置条例施行規則（平成 1 7 年鶴岡市規則第 2 0 7 号）第 6 条及び鶴岡市教育委員会に対する事務委任規則（平成 2 9 年鶴岡市教育委員会規則第 1 6 号）第 9 号の規定に基づき、鶴岡市藤島ふれあい食センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成澤 和則

議第 2 2 号

鶴岡市立学校の校名について

鶴岡市立学校の校名に関する基本方針を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成 澤 和 則

鶴岡市立学校の校名について

令和8年6月25日

鶴岡市教育委員会

学校の統合又は開校に際しての校名については、学区・地域を表すにふさわしい名称を基本とし、統合準備委員会又は開校準備委員会からの提示案を踏まえ、教育委員会が選定することとする。

ただし、鶴岡地域の「朝暘」を冠する学校の校名については、変更しないこととする。

鶴岡市立学校の校名に関する基本的な考え方等について

令和8年6月25日

鶴岡市教育委員会

1 校名の選定における基本的な考え方

学校の統合又は開校に際しての校名については、学区・地域を表すにふさわしい名称を基本とし、統合準備委員会又は開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）からの提示案を踏まえ、教育委員会が選定する。

ただし、鶴岡地域の「朝陽」を冠する学校の校名については、変更しない。

2 校名の検討を進めるにあたっての原則的事項

- (1) 校名については、準備委員会での検討対象とする。
ただし、鶴岡地域の「朝陽」を冠する校名については、検討対象外とする。
- (2) 準備委員会での結論は、案として教育委員会の選定の際の参考とする。
- (3) 最終的には、鶴岡市立学校設置条例の改正により決定される。

3 校名の選定にかかる手順、手続

- (1) 教育委員会は、準備委員会に対し基本方針を示す。
- (2) 準備委員会は、基本方針を踏まえて検討し教育委員会に案を提示する。
- (3) 教育委員会が校名を議決し、市議会に鶴岡市立学校設置条例の改正案が提出される。
- (4) 市議会の議決により鶴岡市立学校設置条例が改正される。

※ 校名選定の基本的な考え方の根拠

【学区・地域を表すにふさわしい名称】

校名については、学区内の融和と連帯のもと、教育環境の整備や地域運営にあたられるよう、住民の共通理解が得られる名称にすべきであること。

【「朝陽」を冠する学校の校名】

「朝陽」は、1876年（明治9年）に建設された小学校に付けられた名称で、「朝日が昇るように子どもの勉学がぐんぐん向上するように」との願いが込められているとされており、庄内藩校「致道館」の「自学自習」「天性重視」「心身鍛錬」等の教育風土を受け継ぐ象徴として、鶴岡市にとって特別な意味合いがあること。